

尾道市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正

新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表(第2条関係) 道路占用料金表				別表(第2条関係) 道路占用料金表			
	占用物件	単位	占用料の額 (単位 円)		占用物件	単位	占用料の額 (単位 円)
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げ る工 作物	電柱	1本につき	<u>790</u>	法第3 2条第 1項第 1号に 掲げ る工 作物	電柱	1本につき	<u>870</u>
	電話柱	1年	<u>460</u>		電話柱	1年	<u>510</u>
	その他の柱類		<u>46</u>		その他の柱類		<u>51</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	5		左表に同じ	左表に同じ	左表に同じ
	地下電線その他地下に設ける線類		3		左表に同じ		左表に同じ
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>450</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>490</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>270</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>300</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>910</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,000</u>
	郵便差出箱		<u>380</u>		郵便差出箱		<u>420</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,900</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800</u>
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>910</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,000</u>	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げ	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>19</u>	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げ	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>21</u>
	外径が0.07メートル以上0.1		<u>27</u>		外径が0.07メートル以上0.1		<u>30</u>

る物件	メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>41</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>55</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>82</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>110</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>190</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>270</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>550</u>	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき			<u>910</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1年		<u>930</u>	
	地下に設ける通路			<u>560</u>	
	その他のもの			<u>910</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	<u>19</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1月	<u>190</u>	
道路法施行令(昭和27年政	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	<u>190</u>
		その他	表示面積1		<u>1,900</u>

る物件	メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>45</u>	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>61</u>	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>91</u>	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>120</u>	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>210</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>300</u>	
	外径が1メートル以上のもの			<u>610</u>	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき			<u>1,000</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1年		<u>900</u>	
	地下に設ける通路			<u>540</u>	
	その他のもの			<u>1,000</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき	1日	<u>18</u>	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1月	<u>180</u>	
道路法施行令(昭和27年政	看板(ア一チであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	<u>180</u>
		その他	表示面積1		<u>1,800</u>

令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件		のもの	平方メートルにつき 1年	
	標識		1本につき 1年	<u>730</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき 1日	<u>19</u>
		その他のもの	1本につき 1月	<u>190</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	<u>19</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	<u>190</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	<u>1,900</u>
		その他のもの		<u>930</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>910</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>190</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>91</u>	
備考 略				

令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件		のもの	平方メートルにつき 1年	
	標識		1本につき 1年	<u>810</u>
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	1本につき 1日	<u>18</u>
		その他のもの	1本につき 1月	<u>180</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき 1日	<u>18</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき 1月	<u>180</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	<u>1,800</u>
		その他のもの		<u>900</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,000</u>
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>180</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>100</u>	
備考 略				